

要望事項	回答
I 生活・産業を支える基盤づくり	
1 基盤整備(市街地・住宅・景観、公園・緑地、道路、公共交通など)	
(1) 都市計画道路藤江線の早期実施 本路線は、国道366号より西側は施行済みとなっているが、東側JR武豊線を横断し国道366号線バイパスにつながる区間が、用地買収の関係等で未着工であり、地域活性化及び災害時の緊急輸送道路の確保のため早期実施すること。	2020年度(令和2年度)に事業説明会を行い、2022年度(令和4年度)からは、用地調査、物件調査を実施しています。 機能的な幹線道路ネットワークを形成し、交通の円滑化を図るとともに、地域の安全性が向上するよう、引き続き、整備の推進に努めます。
(2) 東浦駅周辺の整備計画の再考を 東浦町の立地適正化計画において、都市機能誘導区域に設定されたJR東浦駅は西側ロータリの整備は令和6年度に供用が開始予定。東西を結ぶ連絡通路については、協議が進められています。東側については防災の観点から具体化が、一時中断となっております。町の活性化のため、交流拠点の実現は必須条件であり、計画の見直しによる実現すること。	駅東西を結ぶ連絡通路として、既設の駅構内跨線橋を自由通路化していく検討については、費用面も含め今後慎重に判断していきます。東側の面的整備については、現在進捗はありませんが、手法も含めて検討を行っています。
(3) 都市計画道路名古屋半田線の早期開通を実現すること。 都市計画道路名古屋半田線の未着手区間は、土地区画整理事業と切り離して県施行の方針決定がされ、令和4年5月に「道路計画及び用地測量説明会」、8月に「用地測量調査に伴う境界確認」が実施された。説明会では既設町道と名古屋半田線の接道、最大8mの高低差が生じる掘割区間の問題、新田会館付近の信号交差点の要望などが出された。地元への丁寧な説明と地元の要望を最大限反映したうえで、早期の開通を実現すること。	緒川植山交差点から阿久比町の福住交差点までの約2.4kmの未整備区間について、2022年度(令和4年度)に道路計画および用地測量の説明会、用地測量に伴う関係地権者による境界確認を行い、2023年度から用地交渉が進められています。 引き続き、周辺住民の利便性を考慮した計画の策定・早期完成を要望するとともに、県と一体となって本事業に取り組んでいきます。
(4) 尾張森岡駅西交差点改良工事の早期着手すること ア. 本交差点は、県道名古屋碧南線から刈谷方面に向かう多くの車両が右左折するが、右折帯や歩道が設置されておらず、緒川方面からの右折車両の横を無理矢理通り抜ける車が多く、信号待ち並びに路肩を通る歩行者や自転車に危険な状況となっているため、用地交渉を迅速に進め、早期着手するよう図ること。	森岡駅西交差点改良事業は、2006年度(平成18年度)に、関係者に対し事業説明会を開催し、用地測量の立会い後、2007年度(平成19年度)から用地買収及び物件移転補償の交渉を行ってきました。 現在、用地交渉が難航しているため、工事着手に至ることができませんが、引き続き県と連携し、各地権者にご理解、ご協力が得られるよう、調整を図ってまいります。 なお、道路交通法に違反し、自動車が路側帯を通行している状況は、半田警察署と情報共有します。
(5) 藤江交差点の安全対策 藤江交差点（一般国道366号と主要地方道東浦名古屋線）南側以外は右折車線はなく歩行者及び通行車両等の安全確保を図るため、交差点改良の早期事業の着手を県に要望すること。	当路線は都市計画決定されているものの、事業化されていないため、具体的な整備予定はありません。 2019年度(令和元年度)に、主要地方道東浦名古屋線において、県が区画線の引き直しによる車線の拡幅、右折車両が滞留する部分へのカラー舗装などの安全対策を実施しました。 引き続き、交差点改良の早期の事業着手を県に要望します。

（６） 土地区画整理事業の早期着手をすること。 ア．緒川新田地区における土地区画整理事業は、町の発展には欠かせない事業である。 ５月の説明会では「名古屋半田線は通過道路になってしまい、地域住民の生活が便利になるとは思えないが、どのようなまちづくりを考えているか」との質問があった。道路整備だけにとどまることなく、土地区画整理組合設立準備委員会と協力連携して地権者との合意形成を図り、住みやすさを更に充実させ、住宅地としての魅力を高められるよう土地区画整理事業についても、道路と同時期の着工を目指すこと。 イ．（仮）東浦森岡南部土地区画整理事業の早期着手・完成に向けて尽力すること。 （仮）東浦森岡南部土地区画整理を進めていく上で、公共施設再配置計画の下、森岡小学校に隣接した土地を、森岡保育園、森岡西保育園の統合用地として確保すること。	ア 町としては、準備委員会とともに土地区画整理の事業化を目指して進めていきたいと考えていますが、土地区画整理事業は地権者の方たちの賛同があって進められる事業になります。今後の予定としては、準備委員会で検討した結果、本年２月中に地権者に対してアンケート形式での意向調査を発送し、年度内に結果を取りまとめた上で、今後の方針を決定していくことになっています。 イ（仮称）東浦森岡南部土地区画整理事業は、2021年７月に準備委員会が結成され、2022年５月には業務代行予定者も決定し、土地区画整理の事業化に向けて順調に準備が進んでいます。次年度以降も補助金を交付し、準備委員会とともに早期事業化を目指して進めます。 本年度末に策定する「東浦町公共施設再配置計画」では、第７章モデル事業にて、森岡地区拠点施設を先導的に取り組む事例の１つとして設定しています。なお、機能等の詳細については、今後に行う予定の基本構想・基本計画策定の過程で検討していくため、森岡保育園、森岡西保育園等の今後のあり方を決定しているものではありません。 用地については、森岡小学校隣接地の区画整理予定地に１ha程度の用地の取得を計画しており、今後も引き続き関係者と調整を図っていきます。
（７） 主要地方道知多刈谷線においては、歩道整備による交通安全の確保を図ること。 ア．知多東浦線の自歩道整備は、緒川小学校南交差点から緒川相生交差点までの1,850mの区間は事業化されているが、緒川相生交差点から以西の東浦知多インターまでの区間の早期事業化を図ること。 イ．緒川新田地区の名鉄河和線の道路高架事業では沿線の説明会が実施されましたが、高架下になる各商店や住民の皆さんが納得できるようにすること。	ア 猪伏釜交差点から相生交差点までの区間は、県が自歩道の整備を進めています。 事業中の区間の整備においては、関係地権者の皆さんに、ご理解、ご協力が得られるよう、引き続き、県と一体となって取り組みます。 また、緒川相生交差点から西側の早期の整備着手を、引き続き県に要望します。 イ 名鉄河和線を道路高架でまたぐ区間を含む、知多市の市道池下線から都市計画道路名古屋半田線までの区間において、2018(平成30)年度に、地元住民を対象とした道路計画及び用地測量の説明会が開催され、2019(令和元)年度からは知多市側の用地買収が行われています。 事業中の区間の整備促進を県に要望するとともに、各商店や住民の皆さまに事業目的をご理解、ご協力をいただき、ご意見に対しては個別対応をし、県と共に事業の推進に取り組んでいきます。
（８） 名鉄翼ヶ丘駅東の整備計画の推進 コンパクトなまちづくりの生活拠点と位置づけている名鉄翼ヶ丘駅東側の活性化が進むように、土地を所有する名鉄都市開発株式会社との意見交換の場を持つとともに関係する知多市・阿久比町・東浦町の3市町との定期的な情報交換を行うこと。	名鉄翼ヶ丘駅周辺の活性化は、駅を利用する通勤、通学者はもとより地域住民にとって非常に重要なものであると認識しています。2022（令和４）年度に名鉄都市開発株式会社間い合わせをしたところ、現時点では整備等を行う計画はないと伺っていますが、今後も名鉄都市開発株式会社の動きを注視するとともに、定期的に知多市及び阿久比町と情報交換を行っていきます。

(9) 「う・ら・ら」のさらなる活用と利便性確保 ア 町運行バス「う・ら・ら」ダイヤ改正が令和6年10月に実施される予定です。公共交通に関する住民インタビューの意向を踏まえ、乗客の利便性の向上を図り、地域の要望に即した運行計画の改定を望みます。 イ 特に、緒川新田から環状線右回り9時台などのバス運行がない空白時間帯を解消すること。名鉄巽ヶ丘駅乗り入れなど路線の充実を図り利用率のアップを図ること。 ウ 知北平和公園への乗り入れを検討すること。 エ ダイヤ改正を機に、「う・ら・ら」で使用する車両を電気自動車など環境にやさしい車両に変更することで、環境改善に取り組む姿勢を明確にすること。 オ 高齢者社会を迎え、買い物難民への諸施策を考えること。また、デマンド交通導入に向けて検討をすること。	ア 「移動しやすく交流を生む「おでかけ」環境の実現」に向け、各小学校区で開催した住民グループインタビューや日頃よりいただく意見なども踏まえ、ダイヤ改正に反映していきます。より多くの方に「う・ら・ら」を利用していただけるよう、引き続き地域公共交通会議で検討していきます。 イ 2019年のダイヤ改正では、運行ダイヤや配車の都合上、新田地区の環状線右回り9時台のダイヤを導入できませんでした。しかし、住民からのニーズも多くあったことから、今回のダイヤ改正では、そのニーズに対応できるよう運行ダイヤの設定を予定しています。また、名鉄巽ヶ丘駅への乗り入れなど運行経路の充実を図り、全体の利便性の向上に繋がるよう新ダイヤを作成します。 ウ 住民グループインタビューでのご意見等を踏まえ、知北平和公園への乗り入れを予定しています。 エ 車両購入の際には、電気自動車をはじめ環境にやさしい車両も含め検討していきます。 オ 高齢者を始め、移動に困難を抱える方については、第2次地域福祉計画でも課題としてとらえています。課題解決に向け、重点プロジェクト「走れ！ちよいバス ウラ・うらら」で、地域の移動手段について地域住民の皆さんと一緒に検討していきます。新たな公共交通の導入については、現在、タクシー事業者と情報共有を行いながら、ライドシェアについて検討しています。デマンド交通に限らず、地域の移動需要に対する背景を把握し、地域の特性にあった公共交通を考えていきます。
(10) 幹線道路・公園内の除草作業を計画的に行うこと。特に通学路は除草回数を増やす。	草の繁茂が著しい通学路の草刈りは、年間計画で業者に発注して計画的に実施しています。 除草回数としては、年1回から2回の草刈りを実施していますが、草の繁茂状況等踏まえ、必要に応じ複数回の草刈りを実施していきたいと考えています。 また、国道及び県道については、県が年1回の草刈りを実施していますが、草の繁茂状況等を踏まえ、複数回の草刈りを要望していきます。 公園の除草作業については、各地区、シルバー人材センター及び業者と調整した年間スケジュールを町ホームページに掲載し、繁茂状況に応じ計画的に実施していきます。
(11) 名古屋三河道路の早期に整備実現を図ること。	2022年3月に、国の名古屋都市圏環状機能検討会において、西知多道路から名豊道路までを優先整備区間に設定し、2022年度(令和4年度)から、県が新たに「概略ルート・構造の検討」を進めることとなりました。 本町としても、早期実現に向け、県や関係自治体と連携し、取り組んでいきます。
2 産業振興（農業振興、工業振興、商業振興）	
(1) 東浦知多インター付近への優良企業の積極的な誘致を図ること。 東浦知多インター付近の区域は、東浦町都市計画マスタープランでも工業検討地として位置付けている。更に加えて交通網の利便性も考えて多種多様な業種・規模の優良企業の積極的な誘致をすること。	本区域は、マスタープランでも工業検討地として位置付けており、工場を誘致していきたい場所になりますが、愛知県の都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例に基づき区域の申出を行い、愛知県の告示に規定する業種（集積業種）の判定を受ける必要があります。 今後も案件ごとに県との調整を図りながら、企業誘致につなげていきます。
(2) 石浜工業団地の工場拡大及び周辺道路の整備を図ること。 石浜工業団地への工場建設が始まり、令和4年10月から、HV電池専用工場が稼働している。今後も企業の動向を注視して、町として企業との連携を強め、さらに工場拡大へつながるように働きかけを行うこと。また、周辺道路の整備、特に東浦知多インターへつながる緒川相生交差点以西の歩道整備を急ぐこと。	毎年企業へ出向き、状況の把握に努めるとともに、工場拡大について働きかけを行っています。今後も企業と連携を図りながら情報収集に努め、働きかけを行います。 また、緒川相生交差点から西側の早期の整備着手を、引き続き県に要望します。

（３）農業振興施策と小規模農家等への支援 農地の集約化と効率化・生産性を求めるため大規模化は不可避と考えますが、環境保全、遊休農地の解消のため小規模農家等への町としての支援、町の特産品（ブドウ、イチジク、イチゴなど）の普及や支援により、地産地消を進めること。	遊休農地の増加を防ぐ対策としては、町による補助制度を設けその解消を図っています。また、本町の特産品であるぶどうなど果樹の担い手を増やす取り組みとしては、農業大学校の学生に向けて東浦町での就農を促すPRや就農希望者と農地のマッチングを行うほか、今後、ブランドとしての価値を高める施策を進めていきます。 小規模農家への支援策については、国及び県の支援策を注視し、農家の方々と情報を交換させていただく中で現状を踏まえ必要に応じ検討していきます。
３．観光振興	
（１）緒川新田地区にある「八巻古窯跡」など史跡等の案内板表示の整備をすること。	町内には現在61基の文化財説明板・案内板を設置し、史跡等の案内表示に努めています。2024年度は緒川村郷蔵があったことを紹介する説明看板を緒川児童館横に設置する予定です。
（２）明徳寺川於大のみちにある３つのモニュメントの説明板の整備を早急に行い、町民がわが町の歴史に誇りを持てるような環境整備をすること。	（２）、（３）は関連がありますので、合わせてお答えします。 於大のみちは設置から30年以上経過し、桜並木、舗装面などの老朽化が著しく、整備が必要であると考えており、現在、商工振興課、公園緑地課、土木維持管理課、生涯学習課において、於大のみちの今後について、検討を進めています。
（３）明徳寺川沿い於大のみちは、ウオーキング等で年間を通じて利用され、八重桜が咲く４月には、ふるさとガイド協会が毎年さくらガイドを行い町内外から訪れる人を案内している。 再会広場付近に親水施設が整備されたことを機に、今まで以上に楽しめる場所として活用されるよう情報発信に努めること。	今後、於大の方生誕500年を迎える2028年までに於大のみちの舗装を行い、それに合わせてモニュメントの説明版などの設置を検討していきます。また、昨年３月号町広報紙や、町観光協会において作成した観光パンフレットで於大のみちに関する特集ページを掲載するなど、明徳寺川沿い「於大のみち」の魅力発信に努めています。
（４）明徳寺川於大のみちの八重桜が枯れ死する木が増えており、枯れ枝など樹木剪定や草刈り等、於大公園並みの管理の徹底をすること。また、八重桜を後世まで引き継ぐために、町民が記念樹として寄贈し植樹できるように住民参加の仕組みを作ること。	明徳寺川沿いの八重桜に親しみを持ってもらえるよう、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金を活用し、2020年２月の植樹祭では、93名参加のもと、32本の八重桜の植樹を、また、本年２月の植樹祭では、約50名参加のもと、40本の八重桜の植樹を行いました。 植樹箇所が河川用地で制限があり、植えたい時に桜を植えることができないため、現時点では、寄贈の上、植樹する仕組みを作れていませんが、今後も、補植の際には、住民参加型の植樹など、八重桜を後世に繋げる仕組み作りを考えていきます。 明徳寺川の八重桜の管理については、定期的な除草作業と必要に応じた剪定に加え、2023（令和５）年度より３か年計画で施肥を実施するなど、今後も継続して長寿命化を図っていきます。

Ⅱ 暮らしを守るまちづくり	
1 安全安心(河川・治水、防災、交通安全・防犯など)	
(1) 子どもを守る環境整備と通学路の歩道整備等の安全対策を強化すること。 ア 町道吉田線道路改良工事は、県道名古屋碧南線から村木神社交差点までが未着手であるが、大型車両の交通量も多く、既存の歩道は歩車分離は有るが狭く、保育園児の登園や小中学生の通学、住民の歩行に大変危険であるため、用地交渉を迅速に進め早期着手を図ること。 イ 都市計画道路名古屋半田線の東海市南加木屋駅付近の整備が完成したことで、緒川植山交差点から緒川新田駐在所までの町道は、半田方面への抜け道として多くの車が通行している。最近では、さらに通過車両が増えて危険性が増している。この区域を「ゾーン30プラス」の設定をして、ゾーン内を抜け道として通過する車の抑制を図る対策を実施すること。 ウ 国道366号の豆搦川より以南の歩道が無いので設置の検討をすること。 エ 役場前交差点や国道366号・農免道路・緒川相生交差点付近・緒川植山交差点以東、以西など朝夕の車両の渋滞が発生している。応急的対応として、緒川姥池交差点の信号時間を調整し（朝だけでも）渋滞緩和を図ること。 オ 地域の防災・防犯対策の充実をすること。 防犯・防災対策のボランティア活動の充実を図ること。また、抑止効果を図るため主要地点に監視カメラを増設して安全・安心な、まちづくりをすること。	ア 現在、用地交渉を進めています。円滑に保育園児の登園や小中学生の通学、住民の通行ができるよう、引き続き、用地交渉を迅速に進め、早期着手するよう努めます。 イ 「ゾーン30プラス」の設定は、警察との連携の他、速度規制や速度抑制対策を実施することにより交通安全の向上を図ることが可能な反面、生活道路が通行しづらくなるなど、地域住民に負担をかけることから、地域住民との合意形成が必要なため、慎重に検討する必要があります。 現在、都市計画道路名古屋半田線事業が進行中で、生活道路の状況も少なからず変化していくことが予想されます。そのため、今後の事業の進捗状況を注視しながら、「ゾーン30プラス」に限らず生活道路における人優先の交通安全対策を実施していきます。 ウ 当該路線は都市計画決定されているものの、事業化されていないため、具体的な整備予定はありません。 しかしながら、国道366号における通行者の安全を確保するため、自転車歩行者道の設置が急務と考え、早期の事業着手を、引き続き県へ要望します。 なお、国道366号の豆搦橋の南から、藤江交差点までの区間にある電柱のうち、「公共用地の端部に移設」することで、大きく改善される箇所として、生路の浜起踏切付近などを本町が選定し、電柱移設による路側帯の幅員確保について、県へ要望しており、県が電柱移転を進めています。 エ 信号時間については、交通の流れを計測して時間を設定しているため、1か所の信号時間を変更した場合、別の場所の信号時間を変更する必要が生じ、違う場所が渋滞することになるため、変更することは難しいと警察から回答をいただいています。今後も渋滞緩和を図るため、警察に相談していきます。 オ 防犯ボランティア活動をより安全で効果的なものとするため、青色防犯パトロール講習会や防犯ボランティア養成アカデミーを開催し、地域の方に参加を促しています。また、防犯ボランティアの募集を行い、登録していただいた方に、防犯用の帽子、腕章、笛、ベスト、タスキをお渡ししています。 防犯カメラについては、2023（令和5）年度までに町内の各駅及び町境の交差点など主要箇所には設置をしたため、増設は行いませんが、今後は更新を行いながら維持管理をしていきます。 防災活動については、ボランティア団体である東浦防災ネットと連携を図り、防災フェアなどのイベントや出前講座、小中学校における防災教室などの啓発活動を実施することにより、住民の防災意識の向上を図っています。 また、自主防災組織の自立や活性化を図るため、地区防災計画の作成に向けたワークショップなどの支援を行い、地域防災体制の強化を図っています。 今年度より、避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定を開始しており、その中でも地域の方の支援は不可欠であると考えていますので、個別避難計画に対する理解・周知等を図っていきます。 防災リーダー及び災害ボランティアコーディネータ養成講座についても、引き続き、隣接する阿久比町と合同で開催し、地域での防災活動の中心的な役割を担う人材を育成するとともに、広域での連携強化を図っています。

(2) 災害に強いまちづくりの推進をすること。 ア. 南海トラフ巨大地震を想定した地域ごとの建物被害（火災含む）予測の作成と周知、震災津波対策、避難訓練の徹底、複数の福祉避難所の確保、避難経路の周知等を図ること。 イ. 避難所における停電時の電源確保に、住民が所有するプラグインハイブリッド車 電気自動車等を活用して電源ネットワークができるよう、広く住民に車の登録を呼びかけ、住民参加による災害に強いまちづくりを目指すこと。 ウ. 防災拠点である三丁公園の充実を 防災拠点として三丁公園は整備が進められ、多くの住民が利用しています。災害時の有効活用のため、又、施設を多くの住民に知らしめるため、案内板の設置と、草かり等整備の充実をすること。 エ. 河川改良による周辺住民の不安解消を地球温暖化による天候不順により、大規模災害がいつ発生してもおかしくない状況において、河川の氾濫への備えや治水対策は、人命に関わる最大の責務であります。河川の流出確保のため、土砂の撤去等の河川改修の実施をすること。	ア. 建物被害（火災含む）予測の作成と周知については、2021年12月更新の防災マップにおいて、大規模な地震の際に倒壊のおそれのある住宅を示した旧耐震木造住宅分布図を掲載し、住民の皆さんへ周知しています。 震災津波対策については、一時的な避難場所を提供してもらう、「災害時における被災者等に対する応急対策活動の支援協力に関する協定」の締結や、津波発生時の迅速な避難広報として2020（令和2）年度に藤江ポンプ場に屋外拡声機を設置しました。 避難訓練の徹底については、愛知県が公表した南海トラフ地震の被害想定に基づき、自主防災会と連携して町総合防災訓練や地区の防災訓練において避難訓練等を実施しています。 福祉避難所の確保については、障がい者や高齢者など、避難生活に特に配慮を要する者の避難所として、東浦町勤労福祉会館を福祉避難所として指定しています。要配慮者の受け入れの充実を図るため、町内の福祉施設を福祉避難所として利用できるよう、現在、社会福祉法人5団体11施設と協定を締結しており、協定先と円滑な避難所運営に向けた打合せ会を実施しています。引き続き、他の福祉施設との協定締結を含め、福祉避難所の拡充に努めています。 避難経路については、地震などで被害を受ける地域が広範囲にわたると想定されることから、避難経路は住民の皆さんそれぞれで異なってくると考えています。2021年12月に更新した防災マップなどを活用することにより、避難場所や安全な避難経路を事前に確認していただけるよう周知を図ります。 イ. 2020年9月から次世代自動車購入費の補助制度を実施し、取扱基準を定め、大規模災害時に避難所等への電力供給に協力いただける方の登録をお願いしています。 次世代自動車の所有者に広く登録していただけるよう、災害時等における外部給電機能の活用方法について、広報紙やホームページなどを通じて周知・啓発に努めるとともに、総合防災訓練などのイベントで、プラグインハイブリッドの公用車を活用し、周知していきます。 ウ. 三丁公園の案内板については、地区公園として地域の方が利用しやすい環境を整えるため、設置場所を関係機関と調整するとともに、三丁公園ルートマップを作成し、町ホームページで公開していきます。 また、公園の草刈りについては、業者と調整した年間スケジュールを町ホームページに掲載し、繁茂状況に応じ計画的に実施していきます。 エ. 県が策定した河川整備計画では、計画策定（境川流域：2014年（平成26年）、豆搦川：2020年（令和2年）、須賀川：2016年（平成28年））から概ね30年間における治水対策の目標が定められています。 境川の支川（五ヶ村川、明徳寺川、岡田川、石ヶ瀬川）については、年超過確率1/5の規模の降雨にて発生する洪水流量を安全に流下させるとともに、整備を実施しない区間も含めて年超過確率1/10の規模の降雨が発生した場合において溢水させないことが目標とされています。豆搦川、須賀川については、年超過確率1/5の規模の降雨にて発生する洪水流量を安全に流下させることが目標とされています。治水上の支障となる堆積土砂の除去などの定期的な維持管理を含め、河川改修の早期完成を、引き続き県に要望します。
--	---

2 環境(地球温暖化防止・廃棄物、自然環境保全)	
(1) 産業廃棄物処理業者、排出業者への煤塵、騒音、施設出入口の通行の安全対策等の指導監督及び不法投棄の取締りの徹底とため池、河川の水質監視をすること。また、新規に参入する業者には地域住民の理解を得るように働きかけること。	本町では、県が実施する産業廃棄物処理施設への一斉立ち入り調査に同行し、廃棄物の適正な処理、煤塵、騒音、通行の安全対策等について聴き取り及び指導を行っているほか、環境監視員によるパトロールにて不適正処理等がないか確認しているところです。 今後も県と連携・協力し、産業廃棄物処理施設及び事業者に対する指導監督を行い、産業廃棄物の不適正処理の未然防止に努めます。 また、新規参入する産業廃棄物処理施設設置業者には、「東浦町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前公開等に関する条例」に基づき地域住民に対して意見交換会を開催し、住民の理解を得るよう指導してまいります。 不法投棄対策については、不法投棄多発箇所を重点的に巡回するなど警戒を行い、不法投棄を発見した場合は、更なる不法投棄の誘発を防ぐために、速やかに土地所有者・管理者へ連絡し、対応を依頼しているほか、町内全体の不法投棄を監視する意識を高めるため、不法投棄発生場所をホームページで公開し住民への情報提供を行っています。 ため池、河川については、毎年5月、11月に町内河川14箇所、ため池32箇所、排水路6箇所の水質調査を実施しているところですが、今後も河川ため池等の水質調査を継続し、良好な生活環境の保全に努めます。
(2) 新規参入する企業には、町と企業が公害防止協定を結ぶことを強力に働きかけること	企業の生産活動によって発生する公害を未然に防止するため、現在、町内企業49社と公害防止協定を締結しており、協定や公害防止計画に基づき、各種環境調査の報告や、必要に応じて指導等を行っているところです。 引き続き、町内への新規参入企業には、公害の未然防止のため、公害防止協定を締結していただくよう強く働きかけてまいります。
III いつまでもいきいきと暮らせる健康づくり	
1 健康(健康づくり)	
(1) 住民が安心できる医療体制を築き、更に各種検診事業や健康増進事業の推進を図ること。胃部エックス線検査は、身体的理由で検査が困難な方がいるので、胃内視鏡検査(胃カメラ)を導入すること。	現在、町内の医療体制は半田市医師会東浦町医師団を中心とし、それぞれの診療所等での日常の診療及び当番制での休日診療を実施しています。受診を希望する際に、可能な限り町内医療機関での受診が行えるよう、引き続き各医療機関との連携に努めてまいります。 また、全身に多くの影響を及ぼす歯周病の早期発見・早期治療、重症化予防を目的として実施している歯周疾患検診の対象者の年齢を、35歳から75歳の5歳刻みに、来年度から20・25・30・80・85・90歳に拡大して実施します。 胃内視鏡検査については、安全な検査体制をかかりつけ医などの身近な環境で整えることは、本町の検診受診率を高める要因にもなると考えられます。胃内視鏡検査で求められる二重読影や精度管理委員会の設置、町内医療機関の通常診療での安全な検査体制の実施方法を含め、がん検診全体の実施方法について検討を進めてまいります。 このほか、運動を始めるきっかけを提供することを目的とし、引き続き、各種健康教室の開催や、教室参加をきっかけとした地域の同好会活動への参加等、町民全体に向けて事業を展開してまいります。
(2) 各地区にある身近なウォーキングコースの見直しと再整備を行い、手軽に行える健康づくりを推進すること。 ア. コミュニティセンターにコース全体の案内板設置、途中に距離表示板などを整備すること。	昨今、運動習慣としてのウォーキングが浸透してきており、各々が歩きやすいコースを選択し、楽しんでいる状況があることから現在、各地区ウォーキングコース自体のあり方について、見直しを行っています。今後はコースそのものにとられず、ウォーキングを開始し、継続する住民の動機付けとなるような事業展開を検討してまいります。 また、コミュニティセンターへの案内板設置及びコース途中の距離表示版の整備については、ウォーキングコースの全体的な見直しに合わせてその必要性について検討してまいります。

(3) 高根の森は、「保健保安林」にもなっており、地域住民に十分活用されるように散策道にある老朽化した木の階段などの再整備を行い、日常管理を徹底すること。	年間を通して除草や樹木の剪定及び計画的に森林病虫害防除を実施しており、2023（令和5）年度には、劣化が進行したあずまの修繕工事を実施しました。 散策道等については、施設点検を実施し、県と治山事業による修繕を調整していきます。 また、高根の森は、保健保安林及び土砂流出防備保安林に指定されており、今後も維持管理に努めるとともに、町ホームページで新たに高根の森に生息する虫や草花の紹介を充実させ、自然の魅力を発信しています。
2 社会福祉（地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、住民サービスなど）	
(1) 老人憩の家を利用するふれあいサロン、老人会活動等は、狭く老朽化した施設が多く毎日通うことができるように、早期に対策を図るとともに、老人憩いの家トイレを男女別々のトイレに改装すること。	老人憩の家等の公共施設については、東浦町公共施設個別施設計画や東浦町公共施設再配置計画に基づき維持修繕、改修及び設備更新を行うこととしており、修繕においては、耐用年数や老朽化の状況から判断し、優先順位をつけて計画をしています。利用者が安全に活動を行うことができるよう、施設管理に努めていきます。
(2) 敬老会行事（式典、記念品、芸能披露）は、廃止となったが地域住民より復活及び代替え行事を望む声が多い。高齢者自身が楽しめるイベント等を増やすこと。	高齢者の方が興味関心を持てる活動を地域の中に増やし、その活動を通して仲間づくり、地域のつながりづくりに発展していくような取組みについて、議論を進め具体的な取組みを検討しています。なお、敬老事業は、「高齢者の長寿と健康を祝い、多年にわたる社会への貢献に敬意を表するとともに、高齢者の生きがいへの寄与や地域交流の場の提供」を目的として行ってきましたが、高齢者人口が増加する中、本町の高齢者・障がい者のための社会福祉費は、毎年約1億円ペースで増加しており、他事業にも支障がでることが想定されます。事業の公平性と継続性の担保を考慮した結果、財政的にも困難であると判断したため、廃止としたものであり、財政状況は今後も変わらないものと考えられます。しかしながら、事業の目的であった「高齢者の長寿と健康を祝い、多年にわたる社会への貢献に敬意を表する」気持ちは事業の廃止に関わらず変わらないものです。一人ひとりの高齢者を尊重し、地域で安心して生活できるまちづくりや、見守り支えていくことが、敬意を表することにつながると考えております。引き続き地域で安心して生活できるまちづくりを進めていきます。
(3) がん患者のための補助金をさらに充実させること。 令和4年度より、東浦町がん患者アピアランスケア支援事業補助金が申請できるようになったが、設定されている補助金では、不十分であるため、東浦町独自の補助金の増額を検討すること。	現在、申請を受け付けている方の分析を行うと、補助金交付額が上限額未満の方も一定数いることから、現時点では、愛知県基準を超えた補助金の増額は不要と考えております。引き続き、分析を進め、必要に応じて検討してまいります。
(4) 来庁される方への案内や受付を行う総合窓口の設置、待合コーナーの整備、住民課窓口の混雑解消など、住民サービス向上に取り組むこと。	2024年1月から、役場庁舎入口付近に総務課に直接つながるインターホンを設置し、迷われている来庁者への総合案内を試行的に実施しています。 また、必要に応じ、直接出向いて案内もしています。 2024年2月からは、住民課窓口の混雑解消への取り組みとして、番号案内システムを導入しました。 限られたスペースではありますが、引き続き、来庁者への利便性向上に向けた環境整備を推進していきます。

Ⅳ 人を育み、人を活かすまちづくり	
1 次世代育成(子ども支援、学校教育)	
(1) 子育て支援・日本一のまちを目指す東浦町」という町長メッセージとともに、次の取り組みを実施する。 (福井県大野市の子育て応援パッケージを参考) ア. 子ども医療費助成対象年齢を20歳までの子どもに拡大 イ. 子どものインフルエンザ予防接種費の一部助成 ウ. 家庭育児応援手当支給 在宅で育児している家庭に手当を支給 エ. 3人っ子給食費助成事業 第3子以降の小中学校の給食費を助成 オ. 児童クラブに希望者全員が加入できるよう定員枠拡大とクラブ費の一部助成	ア 2024年10月から対象年齢を入院・通院ともに18歳に達する以後最初の3月31日までに拡大するため、2024(令和6)年度予算において必要経費を予算化しました。対象年齢につきましては、成人年齢が18歳までに引き下げられたことに鑑み、18歳といたしました。本町といたしましては、現在実施している施策の検証を行い、限りある財源を、子ども医療助成事業をはじめ、子ども子育て関連施策に効果的に配分し、出産を望む方から子育てをしている方まで切れ目のない支援を進めることで、子どもを育む支援体制を充実させたいと考えております。 イ 2024(令和6)年度より新規事業として、受験生等のインフルエンザ予防接種費用を助成します。季節性インフルエンザの流行期において、受験や就職など進路決定を控えた重要な時期を、安心して過ごしてもらうために、中学3年生及び高校3年生の年齢相当の方を対象として、インフルエンザ予防接種の費用を1人につき1回、2,000円助成します。インフルエンザ予防には、ワクチンだけではなく、手洗い・うがいなどの感染症対策が重要なことには変わりはありません。しかしながら、万全な準備で受験等に立ち向かいたいと思っている受験生等の負担軽減を図るため、中学3年生及び高校3年生の年齢相当の方を対象に助成を始めます。 ウ 「保育」は、近年、保育園での集団生活だけでなく、多様な集団活動による保育や、家庭保育も選択肢の一つとして挙げられてきました。家庭保育を行う家庭への支援について検討します。 エ 多子世帯の給食費の減免制度については、今後、他市町の実施状況及び財源の確保も考慮しながら、検討を続けてまいります。 オ 児童クラブの加入児童数は増加傾向にあり、毎年度、定員枠の見直しを行っています。放課後児童支援員の確保や、クラブ運営場所の確保などの課題はありますが、人員確保や、小学校の空き教室等の利用を検討・調整し、児童クラブの受入れの充実化を進めていきたいと考えています。児童クラブ費の一部助成については、近隣市町の児童クラブ費と比較して、安価な料金であると認識しています。なお、東浦町就学援助費事務取扱要綱に基づき、就学援助受給認定を受けた保護者に対し、児童クラブ費の2分の1の額を減免しており、必要な支援ができていと認識しているため、児童クラブ費の新たな助成については、考えていません。

(2) 第2期東浦町子ども・子育て支援事業の目指す ア 幼児期の学校教育、保育の総合的提供 イ 待機児童の解消 ウ 地域の子ども、子育て支援の充実のため子供が生き生きと安心安全に過ごせる環境整備、子育て世帯の多様なニーズに対応する施策の実行、2人目、3人目の出産を望むことが出来る施策を切れ目なく実施すること。	ア 子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自立心を高める取り組みを推進するとともに、「生きる力」を育んでいくことが重要であると認識しています。そのため、家庭を離れ、多くの時間を過ごす教育・保育の場で、同年齢や異年齢の子どもとの関わり合いによる経験を確保し、子どもの育ちを保障していくため、保育園と小学校が連携した質の高い教育・保育の充実を図ります。 イ 本町は、町立保育園だけでなく、民間保育所とも連携して保育の提供ができていることから、待機児童ゼロとなっています。しかしながら、社会情勢の変化や多様化する保育ニーズに対応するため、これまで以上に保育サービスの効果的かつ効率的な提供が求められています。 財政面及び人材の確保などから、多様な保育ニーズに対応した持続可能な保育園運営を町立保育園のみで提供し続けることは難しくなってきていることから、民間保育所の参入や町立保育園の民営化などを含めて、本町の保育園の運営方針を検討し、町全体としての環境整備に努めていきます。 ウ 現在、こども家庭庁の基本方針に基づき、関係部署間での緊密な連携を取りながら、子育て支援策を総合的かつ一体的に推進し、子育て支援施策の充実を図っています。 子育て世帯への支援拡大や多子世帯支援につきましても、子どもを産み育てたいと思った時に躊躇なくその願いが叶えられる、2人目、3人目であったとしても安心して産み育てられる環境づくりを行うとともに、結婚から妊娠、出産、出産後、子育て、地域への定着まで一貫した支援の充実を図り、そして、現施策をアップデートしながら、子どもを優しく育む町を目指していきます。
(3) 小学校、中学校における不登校生徒等の問題は、様々な事由により発生している個別対応によるきめ細かく接触することにより、保護者等交えた対応を検討していくこと。	学校、中学校における不登校児童生徒等の問題は、様々な事由により発生しているため、きめ細やかな個別の対応が必要となりますが、引き続き、学校、スクールソーシャルワーカー（通称、こどもと親の相談員）、ふれあい教室指導員が密に連携し、保護者との面談を行いながら対応していくこととします。 不登校児童・生徒への指導は、町内10校ともきめ細やかな内容で行っています。一つひとつの指導内容は個の実態により異なりますが、共通して行っている内容としては、不登校児童・生徒の保護者との連携です。不登校児童・生徒の指導に保護者との連携は不可欠という共通認識のもと、日頃から教育委員会から指導も行っていますし、生徒指導部会や不登校対策委員会等においてもしっかりと確認して各校指導にあたっていただいています。今後も保護者を交えた不登校児童・生徒への指導を継続し、不登校児童・生徒の減少に努めたいと考えています。 また不登校児童・生徒を生じさせない対策として、個別化・個性化教育の推進があげられます。事実、町内で個別化・個性化教育を強力に推進している小学校では、いわゆる不登校児童はおりません。「自分で選択し、自分で決定する」という過程を学習活動に組み入れる、個別化・個性化教育は、学習を自分事ととらえ能動的に学習に取り組む意欲・態度を育成できます。仲間と協力して学校生活を自分の手で創り上げようとする意欲を高めることは、不登校対策につながるものと確信しています。今後も町内10校すべてにおいて、個別化・個性化教育を推進していきます。
(4) 令和5年9月より休日の学校部活動を行わないこととして、新たに地域クラブを設立されたが指導方法及び指導監督などを確認すること。	地域クラブの指導者には、町の主催する指導者養成講習にて、地域クラブが「活動に親しむ」ことを目的とするため、生徒に価値観を押し付けることがないよう徹底するとともに、ハラスメント防止や普通救命講習など、指導者に必要なプログラムの受講を必須としています。 また、指導者や会員の意見を把握するために、定期的にアンケート調査を実施したり、活動時にスポーツ課職員が現地で指導内容や参加生徒の様子を毎回確認するなど、安心安全なクラブ運営に努めています。
(5) 子供が保護者等とともに、郊外（家庭や地域）で、体験や探求の学び・活動を、自ら考え企画し、実行することが出来るラーケーション日が令和5年9月より開始されたので、その実績などを把握すること。	現在も各学校から定期的な報告により、ラーケーションの実績を把握しているところですが、引き続き、ラーケーションの実績を把握していきます。

２ 生涯学習（生涯学習、スポーツ振興、文化振興）	
（１） 学校体育館施設にエアコン設置して住民が使いやすい施設にすること。	小中学校の学校体育施設へのエアコン設置については、町長政策ロードマップのとおり、施工方法などを調査・検討の上、2026年度から2027年度にかけて導入する計画となっています。避難所機能の強化の観点も踏まえ、国の補助金を活用して進めます。
（２） 東浦自然環境学習の森の保全活動を進め、自然や生き物を学ぶ生涯学習の場となるように学習棟などの整備をすること。	東浦自然環境学習の森は、里地里山環境が残る場所であり、多様な生き物を育む場、人と自然がふれあう場などとして活用するため、県や町が行う竹の除伐等の整備事業のほか、保全活動団体との協働により、伐採竹の処理などの保全活動を引き続き実施していきます。 また、学習棟などの施設整備につきましては、「東浦自然環境学習の森基本計画」に基づき、観察会や保全体験等のイベント参加者数が年間5,000人以上になるなど、住民の認知度が高まった段階で検討していきます。
Ⅴ 地域を維持する・つなぐ仕組みづくり	
１ 地域活動（地域活動など）	
（１） 各地区コミュニティ推進協議会の活動の活性化と加入促進のためにパンフレットの作成など継続的な支援を図ること。	各地区コミュニティ推進協議会に対し、コミュニティの振興と地域の課題解決への取り組みを支援するため、引き続き交付金による財政的支援や職員の助言等による人的支援を行っています。 また、コミュニティ推進協議会への加入促進と理解度を深めていただくため、「コミュニティハンドブック」を作成し、転入者等へ配布しています。
２ 行財政運営（公共施設マネジメントなど）	
（１） 東浦中学校の老朽化に伴う建て替え、移転 東浦町公共施設再配置計画の対象となる、東浦中学校は建物の老朽化と災害ハザードの観点から、他施設と複合化及び通学の安全性・通学時間の短縮という点において、移転による建て替えが効率的と考えます。早急に検討と具体化をすること。	東浦中学校の中央部への移転について、東浦中学校は、開校した1947年、当時の町内全域の中心付近である現在の場所に建設されました。その後、1976年の北部中学校開校に伴い、東浦中学校の学区が石浜、生路、藤江地区となったため、現在は学区の北端に位置しています。 また、東浦中学校は他の中学校と異なり、生徒数の増加に伴う増築により、比較的新しい建物を有している一方、町内で最も古い建物である第２屋内運動場を有しており、全体的な施設の老朽化が進行している状況であり、検討の優先度は高いと認識しています。 本年度末に策定する「東浦町公共施設再配置計画」のうち、東浦中学校に関連する部分では、現東浦中学校敷地に、文化センターや勤労福祉会館などを複合化した、全町拠点施設を整備する方針に伴い、東浦中学校については移転を検討しています。 現東浦中学校敷地は、愛知県が公表している「高潮浸水想定区域」及び「洪水浸水想定区域」内に位置しており、学校のような子どもたちが毎日通い、長時間滞在する施設を、当該敷地で建て替えることは、適切でないと考えています。ただし、浸水が想定される東浦中学校跡地に、文化センターや勤労福祉会館など、災害時には、ある程度の休業が許容される施設の配置は、可能であると考えています。 また、現東浦中学校は、学区の北端に位置しており立地上通学距離が長くなる生徒がいること、高潮等の水害ハザードなどの課題解消の観点から、移転先として、東浦町体育館の位置する東浦文化広場を選定しています。東浦中学校を現東浦文化広場位置へ移転・複合化することにより、学区の再編ではなく、学区の中央部付近に配置することで、生徒の平均通学距離が約500メートル短縮することができるほか、水害のリスクも回避することができます。 今後必要となる中長期的な教育活動を可能とする大胆な施設建築を行い、心豊かな生徒が育つ学校にしていきたいと考えています。 なお、早急な検討及び具体化をすることについては、本計画案の計画期間である35年間の前期に整備すべき「モデル事業」として東浦中学校の移転・複合化を設定し、取り組んでまいります。来年度においても随時意見を聞き、また取り入れながら計画を進めていきます。